

川辺町こども園

給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

川辺町こども園給食調理等業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

川辺町こども園給食調理等業務に係る公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

平成28年11月14日

川辺町長 佐藤 光宏

1 目的

この要領は、川辺町において実施しているこども園給食を、「安全・安心」で「楽しく」「おいしい」給食として乳幼児に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案を受け、町の選考基準により審査したうえで委託業者を選考することを目的とする。

2 委託業務

川辺町こども園給食調理等業務委託

※業務の詳細については、川辺町こども園給食調理等業務委託仕様書を参照のこと。

3 選考方式

公募によるプロポーザル方式

4 応募要件

応募事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (2) こども園給食に深い理解を有し、こども園給食の目標達成に協力的であること。また、アレルギー対応給食の提供について理解していること。
- (3) こども園給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (4) 給食調理業務等従事者に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。

5 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることはできない。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間に、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者。
- (3) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない者。
- (4) 平成27年4月1日以後に、食品衛生法に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた者。

6 失格要件

提案書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外とする。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。
ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。
- (4) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。
提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (5) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

8 給食調理業務等従事者の選考

- (1) 仕様書に掲げる給食調理業務等従事者の配置及び資格要件を満たすこと。
- (2) 本業務の受託者の選考時点で雇用されている町嘱託職員が希望する場合は、優先的に雇用すること。

9 プロポーザルのスケジュール

- (1) 説明会及び現地見学会 ······ 平成28年12月 2日
(別紙参照)
- (2) 質問の受付 ······ 平成28年12月13日 から
平成28年12月22日 まで
- (3) 質問に対する回答 ······ 平成28年12月26日又は27日
- (4) 提案書等の提出期間 ······ 平成28年12月13日 から
平成29年 1月 5日 まで
- (5) 第1次審査（書類審査）····· 平成29年 1月11日
- (6) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒヤリング） 平成29年 1月17日

(7) 契約の締結 平成29年4月1日

10 提案書等の提出

- (1) 提案書等は、一応募事業者に付き1案とし、2案以上の提出は認めない。
- (2) 提出部数は17部とする。ただし、正式な提案書等は1部とし、残りの16部はコピーでも構わない。
- (3) 提案書等の提出書類は、次のとおりとする。各様式を補完する書類の添付は妨げない。

番号	書類名	様式番号	要提出
1	プロポーザル参加申込書	様式第1号	○
2	企業理念に関する提案書	様式第2号	○
3	経営状況に関する報告書	様式第3号	○
4	業務実績又は受託体制に関する提案書	様式第4号	○
5	危機管理体制に関する提案書	様式第5号	○
6	提案内容の的確性に関する提案書	様式第6号	○
7	給食調理業務等従事者の雇用に対する待遇の提案書	様式第7号	○
8	給食調理業務等従事者研修計画に関する提案書	様式第8号	○
9	こども園との食育推進に関する提案書	様式第9号	○
10	コスト削減に対する取り組みに関する提案書	様式第10号	○
11	見積書	様式第11号	○
12	直近3年分の国税及び地方税の納税証明書（本社分のみ）		○
13	登記事項証明書（商業登記）		○
14	会社案内のパンフレット		○
15	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル		※1
16	給食衛生管理基準に基づいた独自のマニュアル		※1
17	質問書	様式第12号	※2

※1 独自のマニュアルが作成されている場合は添付してください。

※2 質問がある場合のみ提出してください。

11 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、川辺町給食調理業務等委託業者選考委員会（教育長、校長、町職員等）が行うものとする。

12 書類審査及び提案の選考

この実施要領における審査は、第1次審査及び第2次審査で行うものとします。第1次審査の結

果により上位5事業者を選考し、その上位5事業者の第2次審査によるプレゼンテーション及びヒヤリングを行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

選考委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「給食調理業務等委託業務におけるプロポーザル審査基準」により採点を行い、総合評価点で順位付けを行い、得点の高い上位5業者を選考する。ただし、応募事業者が5事業者に満たないとき又は評価の低い応募事業者が複数あるときは、5事業者に満たない応募事業者を選考することがある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒヤリング）

選考委員会は、第1次審査において選考された応募事業者を対象に、1事業者づつプレゼンテーション及びヒヤリングによる審査を行います。プレゼンテーションは20分以内とし、ヒヤリングを20分程度行う。また、パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自ご持参ください。なお、第2次審査の順番については、第1次審査で選考された事業者の中で、提案書等の受付順とする。

(3) 審査の結果

第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知をもって連絡する。また、第2次審査における選考結果は、町のホームページで公表する。

1.3 プロポーザル審査における着眼点

第1次審査及び第2次審査における評価項目は次のとおりとする。

(1) 企業評価

ア 企業理念・・・配点（1次審査15点、2次審査10点）

- ・こども園給食に対する基本的な考え方
(本業務の趣旨と合致、先進的な取り組みへの姿勢)
- ・こども園給食調理業務に取り組む意欲
(本業務の事業展開の発展性、将来性)

イ 経営状況・・・配点（1次審査5点、2次審査5点）

- ・経営母体の財務健全性
(5年間継続した請負の可能性)

ウ 業務実績又は受託体制・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・こども園等給食調理業務の受託実績又は受託体制
(受託実績はあるか、受託できる体制の整備)

(2) 技術力評価

ア 危機管理体制・・・配点（1次審査50点、2次審査20点）

- ・調理及び配送事故、異物混入等発生時の処理体制
(事故発生時の対応)
- ・食中毒、インフルエンザ等発生時の配食体制

(事故発生時の配食体制、マニュアルの作成)

- ・給食調理業務等従事者の健康管理体制

(給食調理業務等従事者の健康管理体制)

イ 提案内容の的確性・・・配点（1次審査50点、2次審査20点）

- ・子ども園給食の専門性、サービス水準

(サービス水準向上のための取り組み)

- ・安定的な提供に関する実施方針

(指揮命令系統、町との連絡体制)

- ・給食調理業務等従事者の配置計画

(有資格者、実務経験者の配置などの組織体制)

ウ 給食調理業務等従事者の雇用に対する待遇・・・配点（1次審査20点、2次審査10点）

- ・給食調理業務等従事者の休暇の確保及び代替員確保体制

(有給休暇の取扱い、休暇の代替員の確保)

- ・給食調理業務等従事者の勤務体制とローテーション

(長期雇用の取り組み、給食調理業務等従事者の負担軽減)

- ・継続雇用及び地元採用計画

(現嘱託職員の雇用、地元採用の優先生)

エ 給食調理業務等従事者研修計画・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・給食調理業務等従事者に対する巡回指導

(給食調理業務等従事者の監視、指導の徹底)

- ・受託から給食開始までの研修計画

(業務の引継計画、指揮命令系統の確率)

オ こども園との食育推進・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

- ・こども園との連携と食育の取り組み

(こども園との連携、食育の推進)

(3) コスト評価

ア コスト削減に対する取り組み・・・配点（1次審査30点、2次審査20点）

(コスト削減への姿勢)

1.4 委託金額の上限

この給食調理等業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに契約を締結する。町は、契約金額のうち平成29年度から平成33年度までの金額を債務負担行為として予算計上。

平成29年度 29,481.6千円 + (消費税及び地方消費税)

平成30年度 29,481.6千円 + (消費税及び地方消費税)

平成31年度	29,481.6千円 + (消費税及び地方消費税)
平成32年度	29,481.6千円 + (消費税及び地方消費税)
平成33年度	29,481.6千円 + (消費税及び地方消費税)
合 計	147,408 千円 + (消費税及び地方消費税)

1.5 契約の締結

- (1) 2次審査の最高得点者を本業務の最優先候補者とし、契約交渉を行う。
- (2) 最優先候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (3) 審査委員会が適切でない事業者と判断した場合は、契約交渉を行わない。
- (4) 当初契約においては、5年間調理食数等変更がないものとした金額で契約する。ただし、調理食数の大幅な変動又は消費税率の変更等により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。
- (5) 予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。

1.6 その他

- (1) 契約を締結する予定の事業者は、その選定された日から平成29年3月31日までの間を準備期間とし、指導員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 契約を締結する予定の事業者は、契約日以後の業務に必要な食材を、仕様書及び3月に作成された献立に基づき、事前に発注するものとする。なお、食材の発注に要する費用は、事業者の負担とする。

1.7 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールで提出するものとし、電話での質問は受け付けない。なお、FAX及び電子メールにて質問内容を送信した際には、必ず電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 提 出 先 川辺町教育委員会事務局
TEL : 0574-53-2650 (内 512) FAX : 0574-53-6006
電子メール : kyouiku@town.gifu-kawabe.lg.jp
質問受付期限：平成28年12月22日（木）まで
- (3) 回答方法 質問はまとめて電子メールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項（実施要領及び仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

川辺町長 佐藤 光宏 あて

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

印

担当者氏名

連 絡 先

プロポーザル参加申込書

下記のプロポーザル方式による業者選考について、関係書類を添えて参加申し込みをします。

記

1 件 名 川辺町こども園給食調理等業務委託プロポーザル

- 2 誓約事項
- (1) 川辺町こども園給食調理等業務委託プロポーザル実施要領に掲げられた応募要件を満たしていること並びにこのプロポーザル参加申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。
 - (2) このプロポーザル参加申込書及び添付書類に記載漏れや誤記載があることにより、審査に参加できなかった場合でも一切申し立てしません。

川辺町受付

企業理念に関する提案書

様式第2号

- ◆ こども園給食に対する基本的な考え方について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① こども園給食の意義や特色についてのお考えを提案してください。
 - ② こども園給食における食育についてのお考えを提案してください。
 - ③ こども園給食に関する独自の提案がありましたら、提案してください。

※ 様式については任意様式とします。

経営状況に関する報告書

様式第3号

- ◆ こども園給食調理業務を行ううえで、安定的で継続的な給食を提供できる経営がなされているかについて説明してください。なお、報告書は財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）に置き換える構いません。

※ 様式については任意様式とします。

業務実績及び受託体制に関する報告書

- ◆ 食品衛生法上における調理営業実績及びこども園等給食調理業務受託実績を教えてください。
 - ① 調理営業実績一覧
 - ② こども園等給食調理業務受託一覧
 - ③ この業務を受託するうえでの体制について提案してください。

※ ③の様式については任意様式とします。

調理営業実績一覧

様式第4-1号

調理業務先（住所・店舗名）	1日平均調理食数	法人としての営業期間
(例) ○○県○○市 □□□□ △△△支店	約200食/日	H20.4.1~H27.3.31

※ 記載事項に不足がある場合は、記載欄を追加していただいても構いません。

こども園等給食調理業務受託一覧

様式第4～2号

こども園等名称	1日当たり提供食数 (アレルギー対応食)	契約先	履行期間
(例) ○○県○○町 □□町こども園	約1,000食／日 (30食)	○○町	H25.4.1～現在

- ※ こども園等の学校給食の受託実績について記入してください。
- ※ 受託数が複数ある場合には、履行期間が長期にわたる契約及び新しい契約を中心に10契約以内で記入してください。
- ※ 記載事項に不足がある場合は、記載欄を追加していただいて構いません。

危機管理体制に関する提案書

様式第5号

- ◆ こども園給食における危機管理体制について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① 調理及び配送事故、異物混入等発生時の処理体制について提案してください。
 - ② 食中毒、インフルエンザ等発生時の配食体制について提案してください。
 - ③ 給食調理業務等従事者の健康管理体制について提案してください。

- ※ 様式については任意様式とします。

提案内容の的確性に関する提案書

様式第6号

- ◆ 今回提案される内容の業務遂行能力に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① こども園給食提供サービス向上及び安定した提供のための方針・方策について提案してください。
 - ② 業務を遂行するための給食調理業務等従事者の配置計画について提案してください。

- ※ 様式については任意様式とします。

給食調理業務等従事者の雇用に対する待遇の提案書

様式第7号

- ◆ 給食調理業務等従事者の雇用に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① 継続雇用及び地元採用計画について提案してください。
 - ② 給食調理業務等従事者の有給休暇の確保及び代替員確保の体制について提案してください。
 - ③ 給食調理業務等従事者の勤務体制及びローテーションについて提案してください。

※ 様式については任意様式とします。

給食調理業務等従事者研修計画に関する提案書

様式第8号

- ◆ 給食調理業務等従事者の教育と研修に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① 調理期間内の給食衛生管理に関する教育と研修をどのように行われるか提案してください。
 - ② 給食調理業務等従事者の資質向上に関する独自の提案がありましたら、提案してください。

※ 様式については任意様式とします。

こども園との食育推進に関する提案書

様式第9号

- ◆ こども園での食育に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ① 乳幼児への食育についてのお考えを提案してください。
 - ② こども園での食育に関する独自の提案がありましたら、提案してください。

※ 様式については任意様式とします。

コスト削減に対する取り組みに関する提案書

様式第10号

- ◆ 安定したこども園給食サービスを提供しながら、いかにコストを削減するかについて提案してください。

※ 様式については任意様式とします。

見 積 書

川辺町長 佐藤光宏 あて

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

(印)

担当者氏名

連 絡 先

1 契約の目的 川辺町こども園給食調理等業務委託

2 見積金額（総額）

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

<内訳>

年 度	金 領 (円)
平成29年度	
平成30年度	
平成31年度	
平成32年度	
平成33年度	
合 計	

<注意事項>

- 1 見積書の有効数字長を必ず「¥」を付すこと。
- 2 見積書には、消費税等相当額を含まない金額を記入すること。
- 3 契約金額は、消費税相当額を含めた金額とする。
- 4 見積金額（総額）と内訳の合計が合致すること。

質問書

川辺町長 佐藤光宏 あて

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

(印)

担当者氏名

連絡先

川辺町こども園給食調理等業務委託の仕様書又はプロポーザル実施要領等に関して、以下のことについて質問がありますので、提出いたします。

項目	
質問内容	

※ 質問は、本様式1枚に付き1問とし、簡潔にまとめて記載してください。